

室蘭基署発 0118 第 1 号
平成 31 年 1 月 18 日

室蘭労働基準協会長 殿

室蘭労働基準監督署長



労働者死傷病報告の様式改正について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 2 号）が平成 31 年 1 月 8 日に公布及び施行され、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 97 条の規定に基づく様式第 23 号（休業 4 日以上の労働者に係る労働災害等に係る労働者死傷病報告。以下「労働者死傷病報告」という。）が改正されたところです。

本改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、貴団体におかれましても御理解いただくとともに、傘下会員事業場等への周知等につきまして御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 改正の趣旨

外国人労働者に係る労働災害防止対策の推進に資するため、外国人労働者を雇用する事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、所要の改正を行ったものであること。

2 改正の要点

被災労働者が外国人（「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。以下同じ。）である場合に、「国籍・地域」（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条第 5 号ロに規定する地域）及び「在留資格」（入管法第 2 条の 2 第 1 項に規定する在留資格）を記入する欄を新たに設けたこと。
（改正後の労働者死傷病報告の様式は別添を参照願います。）

3 記入に当たっての留意事項

「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、被災労働者が外国人である場合に、旅券、在留カード又は在留資格証明書により確認し、記入してください。

なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 28 条及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 10 条に基づき公共職業安定所長あて提出している外国人雇用状況届出書に記入している国籍・地域及び在留資格を記入すれば足りること。

※ 改正後の労働者死傷病報告の様式は、以下から PDF ファイル形式によりダウンロードできます。

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 事業主の方へ > 安全衛生関係主要様式 > 労働者死傷病報告（休業 4 日以上）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/17.html>

担当：第 2 方面（0143-23-6131）

平成31年1月8日から

労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号)

労働者が外国人の場合には、

「**国籍・地域**」と「**在留資格**」の記入が必要です。

※ 労災請求時など、必要に応じて在留カード等のコピーを提出していただく場合があります。

※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

国籍・地域

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動類型を確認し、下表のうち、あてはまる活動類型を1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動類型

- ・ 特定活動(ワーキングホリデー)
- ・ 特定活動(EPA)
- ・ 特定活動(高度学術研究活動)
- ・ 特定活動(高度専門・技術活動)
- ・ 特定活動(高度経営・管理活動)
- ・ 特定活動(高度人材の就労配偶者)
- ・ 特定活動(建設分野)

- ・ 特定活動(造船分野)
- ・ 特定活動(外国人調理師)
- ・ 特定活動(ハラール牛肉生産)
- ・ 特定活動(製造分野)
- ・ 特定活動(就職活動)
- ・ 特定活動(その他)

★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例)技能実習1号イ など

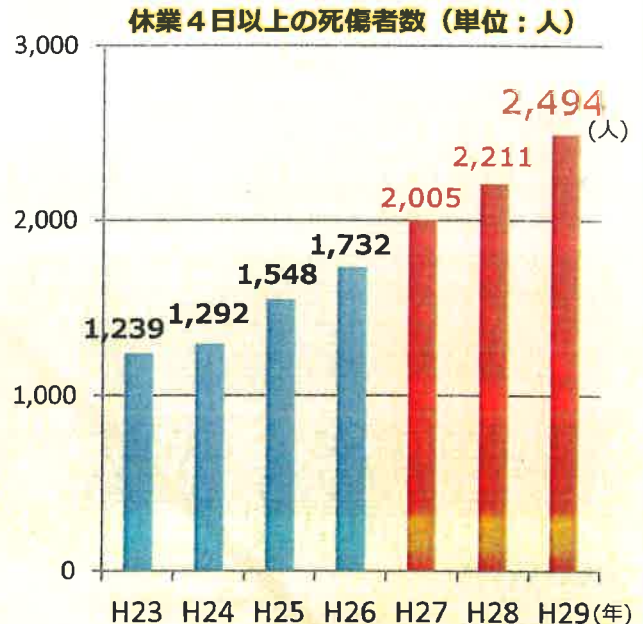
外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は**毎年2,000件を超えています**。

外国人労働者が労働災害に被災しないため、また労働災害の加害者とならないためにも、外国人に配慮した適切な安全衛生教育を実施するとともに、**作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらう工夫が必要です**。



外国人労働者の労働災害発生状況の推移



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

外国人労働者のための

安全衛生教育等自主点検表



1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

！ 労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（裏面を参照してください）。

（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

記入例

※ 以下様式で該当するすべての欄をご記入ください。空欄があった場合、再提出を求められることがあります。

労働者死傷病報告

建設業の場合は元請の労働保険番号
建設業以外は自社の労働保険番号

建設業の場合は発注者名
を記入

日本産業分類（中分類）
に基づく事業の種類を
記入

建設業の場合は元請事
業場名
構内下請事業の場合は
親事業場名を記入

報告事業者が派遣先の
場合は派遣先に○を記入
派遣元の場合は派遣
元に○を記すとともに
派遣先事業場名とその
郵便番号を記入

1年以上経験がある
場合にはその年数、
1年未満の場合は
その月数を記入

別紙や別添ではなく
この欄に直接記入

※ この用紙を直接機械で
読み取りますので、
黒ボールペンではっき
り記入して下さい。

※ マスからはみ出さない
よう記入して下さい。

名称が長いときは
カブシキガイシャ
ユウゲンガイシャ
などを除いて記入

濁点、半濁点は同一の記
入枠に記入
ト ○
ト □ ×

建設業のみ記入、
フリガナは不要

※ 建設業の場合の注意
「事業所在地」「電話」
「郵便番号」および「労働
者数」は被災者の所属事
業場について記入

休業見込み日数を必ず記
入して下さい

林業の場合は請負形態
「国有林」
「道有林」
「市長村有林」
「民有林」
「森林組合」
「その他」
を記入してください

外国人労働者の場合は
国籍・地域および在留
資格を記入してくださ
い。(様式裏面参照)

社会保険労務士が作成
された場合は、職氏名
の記載及び押印願いま
す。(社労士法施行規則
第16条に基づく)

建設業の場合、被災者を直接雇用している
事業者職氏名を記入してください。

事業者職氏名の記入押印又
は署名を忘れずに！

○労働安全衛生規則第97条
事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその付属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業（4日以上）したときは、**遅滞なく**、様式第二十三号（本報告書）による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。（休業4日未満の場合は、様式第二十四号により4半期毎に報告）

また、労働者死傷病報告様式（第23号）は、平成23年分から、各自で印刷された様式（PDF形式）を使用することも可能になっております。様式のダウンロード等につきましては、厚生労働省のホームページからご利用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/17.html>

なお、様式を印刷される際の注意事項については、裏面をご確認ください。

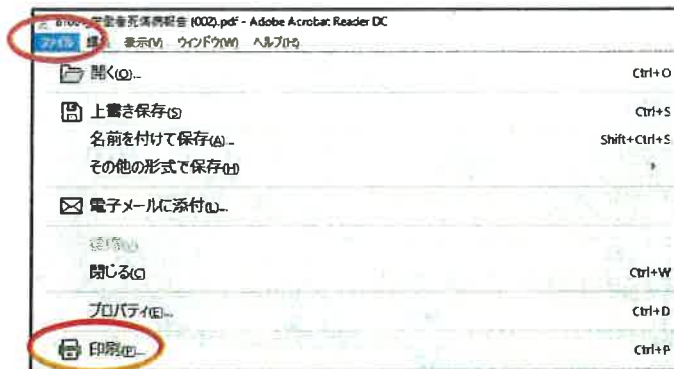
【印刷時の注意事項】

- ① 印刷には、A4普通紙（白色度80%以上の用紙）をご利用ください。
- ② 感熱紙などの加工紙や、裏面を利用したものは利用できません。
- ③ 印刷された様式をコピーして使用することはできません（読取位置がずれるため）

印刷は、ブラウザの印刷機能ではなく、Adobe Readerの印刷機能をご使用ください。ブラウザの印刷ボタンで印刷された様式の場合、改めて窓口で様式にご記入いただく場合がございます。

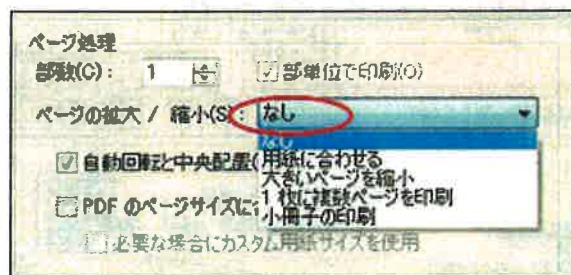
印刷の際には、以下の操作にて印刷をお願いします。

- ① Adobe Readerの画面のメニューバーより、[ファイル(F)]→[印刷(P)]を選択します。



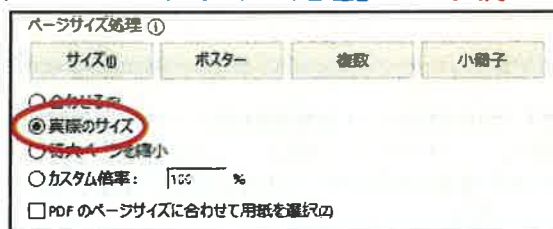
- ② Adobe Reader9ver 以前の場合

「印刷」ダイアログの「ページの拡大／縮小」を「なし」に選択します。



Adobe ReaderX 以降の場合

「印刷」ダイアログの「ページサイズ処理」を「実際のサイズ」に選択します。



- ③ 「OK」（又は「印刷」）を押下します。

様式第23号（第97条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。
- 4 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 5 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 6 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 7 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 8 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を除く。）である場合に、入管法第2条第5号に規定する旅券、入管法第19条の3に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。
なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。
- 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。